

石川県公報

平成27年4月17日
第12791号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	
○歳入の徴収事務の委託（少子化対策監室）	1
○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定（同）	1
○漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定の一部改正（水産課）	1
○漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定の一部改正（同）	2
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定（同）	3
公 告	
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告（健康推進課）	4
○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課）	4
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告（同）	5
○土地改良区の役員退任公告（農業基盤課）	7
○土地改良区の役員就任公告（同）	9
○土地改良区の定款変更認可公告（同）	10
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告（同）	11
○国土調査の成果認証公告（同）	11
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録の公告（森林管理課）	11
○公共測量実施公告（監理課）	12
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	12
選挙管理委員会	
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	12
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	12
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	13
○県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	13

告 示

石川県告示第188号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
保育士登録に係る手数料の徴収事務	東京都千代田区麹町 1丁目6番地2	社会福祉法人日本保 育協会	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

石川県告示第189号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成27年4月17日次のとおり指定した。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏 名
第1184号	加賀市大聖寺三ツ町錦城ヶ丘182番地	看護師	河 崎 麻 衣

石川県告示第190号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成18年石川県告示第477号。以下「告示第477号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第477号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の加賀加入区の項区分の欄を次のように改める。

- ① 大型定置漁業及び小型定置漁業
- ② 総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ③ 橋立町、小塩町、田尻町地区に住所を有する者が、総トン数10トン未満の漁船により主としてごち網、又は底びき網を使用して営む漁業
- ④ 橋立町、小塩町、田尻町地区に住所を有する者が、総トン数2トン以上10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- ⑤ 橋立町、小塩町、田尻町地区に住所を有する者が、総トン数2トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- ⑥ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から⑤までに掲げる漁業以外の漁業

石川県告示第191号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成23年石川県告示第226号。以下「告示第226号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第226号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の輪島加入区の項区分の欄を次のように改める。

- ① 大型定置漁業
- ② 小型定置漁業
- ③ 総トン数10トン以上の漁船を使用して営むまき網漁業
- ④ 総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑤ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数8トン以上10トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑥ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上8トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑦ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑧ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑨ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、かご及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑩ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、かご及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑪ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、主に刺網を使用して営む漁業
- ⑫ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、⑤から⑪までに掲げる漁業以外の漁業
- ⑬ 輪島崎町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑭ 輪島崎町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑮ 輪島崎町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、⑬及び⑭に掲げる漁業以外の漁業で主に刺網を使用して営む漁業
- ⑯ 輪島崎町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、⑬から⑮までに掲げる漁業以外の漁業

- ⑰ 輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑱ 輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、⑰に掲げる漁業以外の漁業で主として刺網を使用して営む漁業
- ⑲ 輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、⑰及び⑱に掲げる漁業以外の漁業
- ⑳ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から⑲までに掲げる漁業以外の漁業

石川県告示第192号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市鳳至町下町139番地 富島 明怡

輪島市鳳至町下町46番地2 上浜 喜久馬

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数8トン以上10トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年3月16日

2 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市輪島崎町1部220番地6 川端 進吉

輪島市輪島崎町1部151番地ノ6 梅本 明

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

輪島崎町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年3月16日

3 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市海士町天地22番地 上浜 忠喜

輪島市鳳至町鳳至丁121番地4 笹波 守一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年3月16日

公 告

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
直 井 長 朗	能登町字出津新1の100の3 直井医院	平成27年4月1日

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
パロー木曳野ショッピングセンター
金沢市木曳野1丁目215番地
 - 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）パロー木曳野ショッピングセンター
金沢市木曳野土地区画整理事業地内17街区
（変更後）パロー木曳野ショッピングセンター
金沢市木曳野1丁目215番地
 - 変更の年月日
平成27年3月30日
 - 変更する理由
石川県より換地処分公告がなされ住所が変更となったため
 - 届出年月日
平成27年4月8日
 - 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
 - 届出等の縦覧期間
平成27年4月17日から同年8月17日まで
 - 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成27年8月17日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
パロー松任店、ホームプラザナフコ松任店
白山市相木2丁目15-1
 - 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) バロー相木店、ホームプラザナフコ相木店

白山市松任駅北相木地区土地区画整理事業地内24・26街区

(変更後) バロー松任店、ホームプラザナフコ松任店

白山市相木2丁目15-1

3 変更の年月日

平成27年3月16日

4 変更する理由

店舗名称については、所在地が松任駅に近いため

住所については、石川県より換地処分の公告がなされ住所が変更となったため

5 届出年月日

平成27年4月8日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

平成27年4月17日から同年8月17日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年8月17日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー松任東店

白山市番匠町43番地ほか28筆

野々市市郷町198番地ほか2筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成26年12月5日

3 市町の意見の概要

(1) 市町名 白山市

意見の概要 意見なし

(2) 市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年4月17日から同年5月18日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー松任東店

白山市番匠町43番地ほか28筆

野々市市郷町198番地ほか2筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐輪場の位置及び収容台数、廃棄物保管施設の位置及び容量、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

公告日 平成26年12月5日

3 市町の意見の概要

(1) 市町名 白山市

意見の概要 意見なし

(2) 市町名 野々市市

意見の概要

店舗駐車場の混雑によって、周辺道路が渋滞しないよう配慮し、安全対策について万全を期すること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年4月17日から同年5月18日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール内灘

河北郡内灘町千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成26年12月5日

3 市町の意見の概要

市町名 内灘町

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年4月17日から同年5月18日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン野々市

野々市市白山町205番1ほか2筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成26年12月9日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成27年4月17日から同年5月18日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルビス小松幸町店
小松市幸町3丁目120-1
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
公告日 平成26年12月9日
- 3 市町の意見の概要
市町名 小松市
意見の概要
交通の安全確保に努めてほしい
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成27年4月17日から同年5月18日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

田鶴浜町土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	石川 邦彦	七尾市舟尾町チ部5番地	平成27年3月31日
〃	山田 貞男	〃 新屋町チ部33番地	〃
〃	渡辺 和太次	〃 川尻町ホ部157番1地	〃
〃	圓山 賢一	〃 田鶴浜町ト部58番地	〃
〃	森野 勇	〃 田鶴浜町ワ部26番地	〃
〃	辻 茂典	〃 高田町ツ部45番地1	〃
〃	杉藤 幸雄	〃 杉森町ワ部8番地	〃
監事	石川 邦雄	〃 舟尾町チ部18番地	〃
〃	瀧中 一雄	〃 田鶴浜町ハ部84番地	〃
〃	館野 繁雄	〃 高田町ヤ部33番地	〃

中村高島用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	千田 清司	金沢市高島1丁目246番地	平成27年3月26日
〃	木村 直美	〃 神田1丁目19番1号	〃
〃	土田 修一	〃 神田1丁目17番25号	〃
〃	小島 栄次	〃 東力1丁目144番地	〃
〃	新村 忠明	〃 糸田2丁目198番地	〃

〃	村 田 正	〃 間明町1丁目102番地	〃
〃	高 田 静 夫	〃 高島1丁目189番地	〃
〃	玉 村 良 平	〃 玉鉾3丁目93番地	〃
〃	杉 林 孝 幸	〃 玉鉾3丁目190番地	〃
〃	宮 村 勇	〃 入江2丁目411番地	〃
監 事	村 上 耕 治	〃 神田1丁目16番1号	〃
〃	小 嶋 孝 雄	〃 東力1丁目131番地	〃
〃	松 本 昇 治	〃 玉鉾3丁目80番地	〃
〃	松 井 政 之	〃 入江2丁目356番地	〃

七尾土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	庭 田 護	七尾市八幡町ヲ部38番地	平成26年8月21日
〃	和 田 修	〃 国下町子部47番地	〃
〃	木 森 諄 次	〃 千野町ナ部60番甲地	〃
〃	大 松 與 四 男	〃 八田町レ部12番地	〃
〃	林 功	〃 中挾町ワ部37番地	〃
〃	萩 原 正 憲	〃 江曾町ウ部42番地	〃
〃	澤 井 達 生	〃 飯川町6部38番地	〃
〃	佐々木 芳 晴	〃 下町ウ部20番地	〃
〃	坂 口 春 雄	〃 白馬町32部152番1地	〃
〃	坂 井 助 光	〃 細口町ホ部29番1地	〃
〃	青 木 了 平	〃 国分町ト部120番地	〃
〃	小 西 幸 蔵	〃 本府中町モ部74番地	〃
〃	梅 安 徳	〃 山王町ツ部5番地2	〃
〃	佐 藤 喜 典	〃 所口町ハ部19番地	〃
〃	飯 田 孝 二	〃 天神川原町ハ部36番地2	〃
〃	山 岸 明 雄	〃 所口町ホ部9番地4	〃
〃	山 田 重 隆	〃 藤橋町ナ部15番地	〃
〃	杉 本 吉 男	〃 古府町ヲ部42番地	〃
〃	細 道 清	〃 古府町ヌ部66番地	〃
〃	基 村 昭 一	〃 藤野町イ部16番地	〃
〃	寺 口 了 介	〃 千野町ウ部44番地	〃
〃	廣 瀬 久 忠	〃 庵町エ部12番地	〃
監 事	中 村 昭 男	〃 飯川町12部27番地	〃
〃	金 谷 一 徹	〃 藤橋町ソ部4番地甲	〃
〃	杉 藤 敏 信	〃 杉森町タ部1番地	〃

八田三ヶ用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	小 林 博 紀	金沢市八田町東40番地	平成27年3月31日
〃	市 原 俊 廣	〃 大場町東301番地	〃
〃	西 川 修	〃 八田町東2583番地2	〃
〃	大 西 新 司	〃 大場町東16番地	〃
〃	中 村 眞 男	〃 八田町東206番地	〃
〃	東 幸 弘	〃 八田町東622番地	〃
〃	本 田 文 雄	〃 忠縄町116番地	〃

〃	奥野保	〃 大場町東405番地	〃
〃	室橋康藏	〃 大場町東84番地	〃
〃	庄司勇一	〃 駅西本町3丁目1番10号	〃
監事	正路進	〃 大場町東19番地	〃
〃	荒木田利信	〃 八田町東348番地	〃
〃	荒木田悟	〃 八田町東1423番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

田鶴浜町土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	石川邦彦	七尾市舟尾町チ部5番地	平成27年4月1日
〃	山田貞男	〃 新屋町チ部33番地	〃
〃	渡辺和太次	〃 川尻町ホ部157番1地	〃
〃	圓山賢一	〃 田鶴浜町ト部58番地	〃
〃	瀧中一雄	〃 田鶴浜町ハ部84番地	〃
〃	辻茂典	〃 高田町ソ部45番地1	〃
〃	杉藤幸雄	〃 杉森町ワ部8番地	〃
監事	石川邦雄	〃 舟尾町チ部18番地	〃
〃	森野勇	〃 田鶴浜町ワ部26番地	〃
〃	舘野繁雄	〃 高田町ヤ部33番地	〃

中村高畠用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	杉林孝幸	金沢市玉鉦3丁目190番地	平成27年3月27日
〃	木村直美	〃 神田1丁目19番1号	〃
〃	土田誠	〃 神田1丁目20番1号	〃
〃	小島栄次	〃 東力1丁目144番地	〃
〃	新村忠明	〃 糸田2丁目198番地	〃
〃	田井敬	〃 間明町1丁目12番地	〃
〃	高田静夫	〃 高畠1丁目189番地	〃
〃	千田信之	〃 高畠1丁目248番地	〃
〃	松本昇治	〃 玉鉦3丁目80番地	〃
〃	宮村勇	〃 入江2丁目411番地	〃
監事	村上耕治	〃 神田1丁目16番1号	〃
〃	小嶋孝雄	〃 東力1丁目131番地	〃
〃	高木康成	〃 玉鉦3丁目130番地	〃
〃	松井政之	〃 入江2丁目356番地	〃

七尾土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	神野外志	七尾市八幡町ヲ部20番地	平成26年8月22日
〃	和田修	〃 国下町子部47番地	〃

〃	松 下 一 清	〃 千野町七部36番2地	〃
〃	大 松 與 四 男	〃 八田町レ部12番地	〃
〃	林 繁 壽	〃 中挾町ツ部21番地	〃
〃	萩 原 正 憲	〃 江曾町ウ部42番地	〃
〃	中 村 昭 男	〃 飯川町12部27番地	〃
〃	瀧 口 勲	〃 若林町テ部14番地	〃
〃	佐々木 芳 晴	〃 下町ウ部20番地	〃
〃	坂 井 正 美	〃 白馬町31部67番地	〃
〃	坂 井 助 光	〃 細口町ホ部29番地1	〃
〃	鷹 合 実 知 夫	〃 国分町ウ部97番地	〃
〃	中 森 芳 男	〃 本府中町モ部138番地1	〃
〃	川 尻 章 夫	〃 上府中町七部15番地	〃
〃	佐 藤 喜 典	〃 所口町ハ部19番地	〃
〃	川 原 重 男	〃 天神川原町ホ部30番地	〃
〃	山 田 重 隆	〃 藤橋町ナ部15番地	〃
〃	森 仁 志	〃 藤橋町ラ部1番地	〃
〃	西 澤 治 彦	〃 古府町ヌ部65番地	〃
〃	杉 本 吉 男	〃 古府町ラ部42番地	〃
〃	基 村 昭 一	〃 藤野町イ部16番地	〃
〃	網 谷 廣 子	〃 松百町ヌ部117番地1	〃
〃	山 下 眞 一 郎	〃 池崎町ヨ部128番1地	〃
監 事	築 山 武 則	〃 若林町ウ部34番地	〃
〃	鷹 合 清 嗣	〃 国分町ア部8番地	〃
〃	青 木 誠	〃 藤橋町ソ部18番地	〃
〃	杉 藤 敏 信	〃 杉森町タ部1番地	〃

八田三ヶ用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	小 林 博 紀	金沢市八田町東40番地	平成27年4月1日
〃	市 原 俊 廣	〃 大場町東301番地	〃
〃	荒 木 田 利 信	〃 八田町東348番地	〃
〃	庄 司 勇 一	〃 駅西本町3丁目1番10号	〃
〃	大 西 新 司	〃 大場町東16番地	〃
〃	室 橋 康 藏	〃 大場町東84番地	〃
〃	東 幸 弘	〃 八田町東622番地	〃
〃	塩 嶋 猛	〃 大場町東56番地	〃
〃	西 川 孝 藏	〃 八田町東84番地	〃
〃	本 田 文 雄	〃 忠繩町116番地	〃
監 事	西 尾 浩	〃 大場町25番地	〃
〃	荒 木 田 悟	〃 八田町東1423番地	〃
〃	中 村 眞 男	〃 八田町東206番地	〃

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
加賀市土地改良区	平成27年4月7日
才田土地改良区	平成27年4月7日
志賀町土地改良区	平成27年4月7日
長坂用水土地改良区	平成27年4月7日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成27年4月20日から同年5月22日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
上町・浜田地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	七尾市役所

国土調査の成果認証公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調査を行った者の名称

志賀町

2 調査を行った期間

平成25年4月19日から平成26年12月24日まで

3 成果の名称

羽咋郡志賀町(田中、和田、今田、八千代、尊保、里本江、給分、中浜及び相神の各一部)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

羽咋郡志賀町田中チ、6の各一部並びに和田ニ、15、16、24、25、27、33、34の各全部及びハ、13、14、22、40の各一部並びに今田乙、丙、ニ、3、4の各全部及びロ、ホ、ヘ、2、ホ(山)、ヘ(山)の各一部並びに八千代イの一部並びに尊保子、12(山)、13(山)の各全部及び午、9の各一部並びに里本江40、51、52、53、57の各全部及びと、16、48、55、56、58、59、甲、乙の各一部並びに給分イ、ロ、ヘ、ト、リ、ヌ、元相坂ハ、1、2の各全部及び甲、と、3、4、甲(山)の各一部並びに中浜ロ、ニ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、甲、乙の各全部及びはの一部並びに相神甲、乙、丙、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、ノ、オ、元栢木ワ、元栢木カの各全部及びナ、井、ろ、は、にの各一部

5 認証年月日

平成27年4月17日

林業種苗法に基づく生産事業者の登録の公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録 番号	氏名及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地	登録年月日
		種 穂		苗 木			
		採取	精選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木育成		
608	羽咋郡志賀町高浜町 レ74番地1 堀田 泰司			○	○	羽咋郡志賀町高浜町 レ74番地1 堀田 泰司	平成27年4月1日

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (空中写真測量地図情報レベル2500)	平成27年3月4日から 平成27年8月3日まで	河北郡津幡町、金沢市、野々市市、白山市

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画道路 3・3・4号北安江出雲線	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年4月17日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,811人

石川県選挙管理委員会告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年4月17日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,565人

石川県選挙管理委員会告示第184号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成27年4月17日

石川県選挙管理委員会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	122,034人
七 尾 市 選 挙 区	15,666人
小 松 市 選 挙 区	28,949人
輪 島 市 選 挙 区	8,365人
珠 洲 市 選 挙 区	4,664人
加 賀 市 選 挙 区	19,391人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,336人
か ほ く 市 選 挙 区	9,362人
白 山 市 選 挙 区	30,048人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,463人
野 々 市 市 選 挙 区	13,362人
河 北 郡 選 挙 区	17,108人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,286人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,202人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,275人

石川県選挙管理委員会告示第185号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成27年4月17日

石川県選挙管理委員会

217,565人

